

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止ガイドライン

1 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

(1) 求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは

- ・当センター職員による「性的な言動」により、「求職者等の求職活動等」が阻害されること。

(2) 求職活動等とは

- ・求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動。

2 求職活動等に関するルール

当センターの採用試験においては、以下のルールを遵守します。

(1) 面接は、当センター以外で実施することはありません。

また、一対一での面接は実施しません。

(2) 私的な接触(連絡等も含む)はいたしません。

3 面接に関する行動指針

(1) 当センターは、採用選考に関係のないテーマについて質問することはありません。

(例) 交際状況、結婚の予定、容姿・体型・体重・身長等

(2) いかなる場合においても、性的な言動を禁止します。

(3) 面接担当職員のセクシュアルハラスメント防止に関する研修を行います。

4 求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談窓口

就職活動中に当センター職員から不快な言動を受けた場合や、不安な点がある場合は相談窓口を設置します。

相談者及び事実関係の確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、職務上知り得た情報は一切外部に漏らしません。

相談窓口： 飯能市シルバー人材センター事務局

電話 042-973-6566

5 セクシュアルハラスメントを行った職員等への対処

事実関係の確認の結果、本ガイドラインに違反した行為者に対しては、職員就業規則等に基づき、厳正な処分を下します。

令和8年10月1日

公益社団法人 飯能市シルバー人材センター